

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センターにおける共同生活
介護事業（ケアホームの設置）等の実施・運営者の公募の公示

平成26年4月1日から、当病院内旧准看護師養成所を利用して、主たる障害が精神障害の者に対し、地域生活を開始する準備をする機会を提供するための共同生活介護事業（ケアホーム）や地域生活支援の拠点としての相談支援事業などを設置運営する者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び賃借料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

平成25年11月1日

下総精神医療センター院長 野 島 照 雄

1.事業名

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センターにおける共同生活介護事業（ケアホームの設置）等の実施・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する旧准看護師養成所の建物を有償で借り受け、当院と協議のうえ、運営に必要な設備整備を国・県・市の補助金及び自己資金にて行い、主たる障害が精神障害の者のための共同生活介護事業（ケアホームの設置等）の運営の全般を実施する。

(3) 必須事業項目

1) 共同生活介護事業

ケアホーム（15床）主たる障害が精神障害の者で障害程度区分2以上の障害者が利用できるものとする。

2) 短期入所事業

共同生活介護事業での空床を使用するものとする。

3) 相談支援事業

地域生活支援体制を有するものとする。

4) 就労継続支援B型事業

主たる障害が精神障害の者が利用できるものとする。

なお、1)・2)及び4)の各事業の開始時期については、別途協議を行うこととする。

(4) 施設の運営条件

- 1) 障害福祉サービスの提供については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の指定事業者としての事業実施を前提とすること。
- 2) 運営に際しては、社会福祉法、障害者基本法、障害者総合支援法等の関係法令を遵守し運営すること。
- 3) 利用対象者の範囲は、障害福祉サービスに係る支給決定を行っている者とする。（予定者を含む）
- 4) 医療的ケアを確実に行える体制を構築すること。
- 5) 施設運営に際しては、障害福祉サービス給付費等により、円滑に運営できるよう体制整備につとめること。
- 6) 近隣住民に対して十分な説明を行うとともに、地域との連携を図ること。
- 7) 貸付建物の周囲の環境整備につとめること。

(5) 貸付（運営）期間

平成26年4月1日～平成46年3月31日（20年間）

本貸付契約は「定期建物賃貸借契約」を行うこととしている。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規定（以下「会計規定」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- 1) 上記1の(4)の施設の運営条件が満たせる者であること。
- 2) 障害者自立支援法に基づく共同生活介護事業及び就労継続支援B型事業を平成25年4月1日以前に5年間以上の運営実績がある法人。
- 3) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- 4) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- 5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団もしくは、暴力団員又はこれらの利益活動となる活動を行う団体でないこと。
- 6) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じることができること。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

1) 企画書の提出者の能力

同事業の実績、その他主要業務の実績

2) 担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種事業の実績、その他主要業務の実績

3) 共同生活介護事業（ケアホームの設置）等の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員の配置計画の妥当性、当該事業に対する取組意欲

4) 運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

5) 賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒266-0007 千葉県千葉市緑区辺田町578番地

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター 事務部企画課 契約係

電話 043-291-1221 (内線2204)

F A X 043-291-2602

(2) 説明書の交付期間及び場所

1) 交付期間

平成25年11月 1日 (金) から平成25年11月18日 (月) まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

2) 交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

1) 登録期限

平成25年11月 18日 (月) 17時00分

2) 登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送、なお郵送の場合は1)の期限に必着のこと)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限

平成25年11月18日 (月) 16時30分

2) 提出場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送、なお郵送の場合は1)の期限に必着のこと)

(5) 見積書の開封の日時及び場所

1) 日時

平成25年11月21日 (木) 13時30分

2) 開封場所

当院会議室

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の可否・・・・・・・・要(定期建物賃貸契約による予定)
- (3) 企画書のヒアリング・・・・・・・・必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口・・・・・・・・上記「3. (1)」に同じ
当該公募にかかる説明書等について、内容の確認等の照会が必要な場合は必ずファクスにてお願いします。(電話での受付は行いません。)
- (5) 詳細は説明書による。